

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第36号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、議第36号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、土屋 忍議員の退席を求めます。

〔10番 土屋 忍君退席〕

○議長（森 温繁君） 当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、議第36号 監査委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

初めに、本議案提出の根拠規定でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項の規定と申しますのは、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するというものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから選任されておりました監査委員の任期が本年4月29日をもって満了となり、現在、議会選出の監査委員が空席となっていることから、このたび議員のうちから新たに監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

次に、選任いたしたい方でございますが、下田市箕作357番地にお住まいの土屋 忍さんでございます。生年月日は昭和26年3月8日のお生まれで現在64歳でございます。

土屋さんの主な公職歴でございますが、平成15年4月に下田市議会議員に初当選以来、現在で4期目でございます。この間、平成15年5月から平成17年5月まで総務文教常任委員会副委員長、平成17年5月から平成19年4月まで厚生文教常任委員会副委員長、平成19年5月

から平成21年5月まで産業厚生常任委員会委員長、平成21年5月から平成23年4月まで下田市議会副議長、平成25年5月から平成27年4月まで下田市議会議長の要職をそれぞれ歴任され、さらに、平成27年5月から総務文教常任委員会委員長の要職に就任されておられます。

また、平成15年及び平成18年から平成20年までの9月市議会定例会での決算審査におきまして決算審査特別委員会委員を歴任され、平成24年9月市議会定例会での決算審査におきましては決算審査特別委員会委員長に就任されておきまして、監査委員として適任者であると確信しているものでございます。

以上のことから、土屋 忍さんを議員のうちから選任する監査委員としてぜひともご同意を賜りますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番。

○8番（鈴木 敬君） すみません。監査委員についてのことでありますが、先ほど副市長からご説明がありましたとおり、監査委員の、土屋 忍議員が人格的にも過去の議員としての実績等々においても全くふさわしいというふうなことについては同意するものであります。

しかしながら、建前というものとこれまでの慣例と条例的な、法律的なものとの両方の面から今までいろんなことが議会内でも取り決めされてきたと思うんですが、建前上においては、一応監査委員というのは議長経験者になるというのがこれまでの建前でありまして、今回もそれに合致するわけですから、これは全く問題ありません。

ただ、もう1点、総務文教常任委員長と、そして監査委員と同時的に任ずるということに関しては、今までそのような実績等というか慣例があったのかどうなのか、そこら辺について1点お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） これまで議会選出の監査委員といたしまして昭和30年に就任された沢村様から平成27年、本年4月29日に退任されました高橋様に至るまで、つぶさにどのような役職についていて監査委員として併任されているのかという調査はしてございませんので、ただいまの鈴木議員のご質問に対しましては正確なお答えができませんのでお許しいただきたいと思いますが、ただ、この監査委員の就任の除斥、要するに禁止規定の中には、そういった職についていることをもって禁止されているものではないということでございますので、特に議案として瑕疵があるものというふうには考えていないところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 先ほども述べましたとおりに、全く条例的に、あるいは法律的には問題はないというふうなことは私どもも確認しております。

ただ、それが今までの下田市議会の中でどのような形で行われてきたのか。あえて10年あるいは20年のスパンでいったらそのような例があるのかないのか。もしないとしたら、あえてこの時期においてそのような形で常任委員会の委員長と監査委員が同時に任に当たるといふようなこと、これはかつての30人議員がいた時代から今現在13名です。これからまたもっと少なくなるかもわかりません。議員一人一人がいろいろな任務に当たらなければならないというようなことは、これからも考えられると思いますが、そのような現在の状況も踏まえながら、なおかつ過去のそういう慣例的なことも踏まえながら、あるいは条例的なことも踏まえながら、そこら辺のところでもいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに。

13番。

○13番（沢登英信君） 議会選出の監査委員ということでございますので、どういう手続をとられてこの土屋 忍さんに決定をされたのか、そこら辺の手続についてお尋ねをしたいと思っております。

議会の選出として、きっちり相談にあずかって、議会の監査委員としてこの人を推しましよと、こういうような会議も手続も私は踏んでいないんじゃないかと思っております。にもかかわらず、議会選出の監査委員だということがどこでどうして言えるのか。当局が勝手にこの人がいいと、こういうことで選出をしたのか。そこら辺の経過を明らかにしてください。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 先ほどの鈴木議員のご質問の中にもございましたように、歴代の議会選出の監査委員につきましては、議長経験者から選出されているというのが通例的になっているというふうに認識をしております。しかしながら、当局のほうで提案するに当たりまして、当局で恣意的にこの方をいかがでしょうかということで提案するわけにもいかないということから、当然、議会の代表でございます議長にもご相談させていただきまして、議会のお考え方を伺った中で今回の提案に至ったものということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 相談にあずかったことはございませんので、それは訂正していただいて、きっちり議会として相談をして、議長経験者になることがいいのかどうなのかを含めて議会として議論をしていただいてこれは出されるべきものである、こういうぐあいに考えます。どういう手続をとられたのか、とられていないのか。議長に相談したというのは、具体的に何をどう相談したんですか。そして、議長はどのような手はずを整えて、議会の代表として、当局が委員の選任の今日の経過を含められているのか明らかにしていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時14分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

ただいまの沢登議員のご質問でございますけれども、この議案につきましては、あくまでも当局から提案させていただいた議案でございます。提案するに当たりましては、議長にもお話をさせていただいた中で議長の推薦もいただきました。その中で、当局といたしましては、自治法の196条第1項の規定に定めてある、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有しているという判断をさせていただいた中で、今回議案を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） この規定からいいましても、議長に相談して議長の推薦を得ればそれが議会を代表する同意を得た推薦になるのか。やはりそれは違うんじゃないかと思うんですね。議長個人に相談すればいいんですか。そんな判断を当局がされているとしたら、それはぜひとも改めていただきたい。改めて議会にかけて正々堂々と、やはりこの人が人格高潔で、なおかつ行政経験にすぐれているんだ、他の議員も認めると、こういう中でぜひ提案してください。これは撤回していただいて、また次の機会に出してください。要請します。お

願います。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 議長の推薦があったからということが最大の理由ではございません。先ほども申し上げまして繰り返しになりますが、当局といたしましては、この地方自治法の規定、これにこの土屋さんが識見を有するという形で判断をさせていただいた中で今回提案をさせていただいているものでございますので、その辺をよろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議会におきます監査委員の選出及び監査委員のやはり資質といえますのは、議会がそれぞれの意見が対立する部分のところを討論し合意を見ていく、そして市民のために政策決定をしていくと。こういうことが議員の本職であろうかと思うわけであります。

したがって、そういうことから言えば、ある一定の特定の団体が議会の役職をそれぞれ占めてしまう、こういうことでは意見の合意が図られていかない。多数の意見のみで進めればいいんだ、数の論理が全てだと、そういう議会でいいのかということが問われなければならないと思うわけであります。

議長にしましても副議長にしましても、そして各委員会の常任委員にしましても監査委員にしても、ある特定の団体にくみしている人たちがその役職を占めてしまう、こういうことで果たしていいのか。総務文教の委員長をしていけば、人格高潔な人物であれば、当然本人

から辞任を申し出るというのが議会人としてのあり方であろうと思います。この職もやりたい、この職もやるんだ、このような人が果たして人格高潔な人物である、こういう評価が皆さんできるんでしょうか。私はそんな評価はできません。

さらに、監査委員であれば、これまで行ってきました行政におきます特定業者との癒着等々の問題にきっちりと異議を唱え、問題提起をする、こういう姿勢が必要であろうかと思いますが、この土屋 忍氏が率先してこのような特定の業者との対決をしていく、市政のあり方を正していく、こういう姿勢を必ずしも明確にとってきたとは私は評価しがたいところであります。したがって、この土屋 忍氏の監査委員の同意をすることができない、このように考えるものでございます。

なおかつ、当局におきますこの選任のあり方が非常に不明確であると。議長から推薦をいただいたからと。しかし、議長はそれぞれの議員にきっちりと諮っていない。電話で、いいですかと言うだけのことだ。議会の運営がこのような形でやられていいはずがない。この問題は、このまま推薦をしていくということになりますと、当局及び議長、そして、これを認める議員の責任をも問われることになると私は思うわけであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5番。

〔5番 竹内清二君登壇〕

○5番（竹内清二君） 議第36号 監査委員の選任について、私は賛成の立場として意見を述べさせていただきます。

本案件につきましては、この人事案件候補者の選定に当たっては、あくまでも当局からの提案でございます。その当局の判断を我々議員が自治法第196条第1項に基づきこの場で同意をする、これが行政上の手続でございます。私は、この場での議決等をもって議員の信任、不信任というものを諮る、これが私は自治であると思ひ、この投票、あるいは我々の責任というのはこの議第36号の中の審議にあると考えております。何ら議長の独断、あるいは当局との癒着というものは一切ないと考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第36号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、土屋 忍議員の入場をお願いいたします。

[10番 土屋 忍君入場]

◎議第37号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第37号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第37号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第423条第3項の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員が地域的に偏在しないよう、慣例により旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3地区に区割りを配慮して、それぞれの地区から1名ずつ計3名の方に、固定資産評価審査委員会委員として固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査事務をお願いしているところでございます。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は、地方税法第423条第2項において3人以上と規定し、当該市町村の条例で定めることとされておりまして、本市の場合、下田市税賦課徴収条例第78条により、審査委員会の委員の定数は3人とすると定めているものでございます。

この3名の委員のうち、下田・朝日地区から選任されております望月兼春委員は、平成21年6月30日からのご就任でございまして現在2期目でございますが、来る6月29日をもって任期満了を迎えることとなります。本市の固定資産評価審査委員会委員につきましては、特段の事情がない限り2期で退任することが通例となっております。望月委員は今限りで固定資産評価審査委員会委員の職を退かれる意向を承っております。

そのため、後任の委員といたしまして、下田・朝日地区にお住まいの方の中から固定資産評価審査委員として適任と思われる方について選考作業を進めてまいりました。その結果、今回適任者として選任の同意をお願いしたい方は、下田市吉佐美1681番地の1にお住まいの土屋忠世さんでございまして、昭和15年10月3日のお生まれで現在74歳でございます。

土屋さんは株式会社スルガ銀行に長くお勤めされていた方でございます。融資業務に精通され、神奈川県湯河原支店や伊東支店などの支店長の要職を歴任され、平成12年10月、下田支店の支店長を最後に同行を退職なさいました。また、株式会社スルガ銀行退職後の平成14年4月から平成20年3月までの長きにわたりまして静岡家庭裁判所所属家事調停委員として、さらに、平成14年4月から平成20年3月までの間、伊豆太陽農業協同組合理事としての要職を歴任されておられます。

なお、地域における主な活動につきましては、平成20年4月から2年間にわたり吉佐美区の区長さんとして地域振興、地域活性化のためにご尽力くださいました。

以上、申し述べましたとおり、土屋さんは本市の固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任者でございますので、ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第38号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第38号 教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第38号 教育長の任命についてにつきましてご説明申し上げます。

初めに、本議案提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されております。今回の法律改正は、教育の政治的中立、継続性や安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的な改革を骨子とするものでございます。

また、今回の法律改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政に対する第一義的な責任者を明確化することなどを柱の一つに据え、さらに、選挙で選ばれた自治体の首長に新教育長の任命権を与えるなど、地方教育行政のガバナンスの確立強化を目指す内容となっております。

具体的には、教育長に関する改正前の法律第16条第1項では、教育委員会に教育長を置くことと規定し、同条第2項において、教育長は、当該教育委員会の委員（委員長を除く）である

者のうちから教育委員会が任命すると定め、教育長は教育委員であり、かつ教育委員会の権限において任命される旨を規定しておりました。

一方、改正後の法律によりますと、改正前の法律第16条が削られ、改正後の法律第4条第1項におきまして教育長に関する規定を新たに設け、その条文は、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという内容に改められたものでございます。

また、教育委員会の委員長につきましても、改正前の法律第12条第1項で、教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により、教育長に任命された委員を除く）のうちから、委員長を選挙しなければならないと規定し、同条第2項において、委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すると定め、さらに、第13条において、教育委員会の会議は、委員長が招集すると規定しておりましたが、改正後の法律第13条第1項においては、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると定め、第14条第1項において、教育委員会の会議は、教育長が招集すると規定して、会議の主宰者は教育長であることを明らかにして、教育長と教育委員長を統合することにより責任の明確化を図ったものでございます。

また、改正後の法律第5条第1項で、教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする規定して、教育長の任期を4年から3年に短縮し、首長が任期中に少なくとも1回は人事権を行使できるように改められました。

さらに、改正後の法律第11条の服務等に関する規定につきましては、改正前の法律第11条における委員の服務等の規定と比較しますと、教育長の服務等につきまして、常勤であることや職務専念義務に関する事、営利企業従事制限など服務等に関する条項が新設されており、一方、教育委員の服務等に関しましては、改正後の法律第12条において、教育長の服務等に関する第11条第1項から第3項までと第6項及び第8項の規定を準用する形に改められております。

冒頭で触れさせていただきましたとおり、教育委員会制度改革を骨子とした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されておりますが、改正後の法律第1条の3第1項に規定する教育大綱の策定や第1条の4第1項に規定する総合教育会議の設置など、今後の本市における教育行政、教育委員会のあり方等につきまして、市長部局と教育委員会との間で協議し、調整する機能を十分発揮できるような仕組みを構築していくこととなります。

このように、現在、教育委員会制度の大きな変革の渦中に置かれているところでございま

すが、現職の野田光男教育長の任期が本年7月20日をもって満了を迎えることとなり、ご本人から今期限りで退任したい旨の申し出を承っております。野田教育長の退任のご意向を踏まえ、新たな教育長の候補者の選考につきまして、教育長のご助言もいただきながら検討してまいりました。

新教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなり、新教育長の担う重要な職責に鑑み、候補者の選考に当たりましては、改正後の法律第4条第1項に規定する当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者という基本原則を踏まえつつ、教育の現場を熟知し、かつ教育行政の経験が豊かで教育に対し深い関心や強い使命感を持ち、教育行政全般に精通している方を重要な選考条件に掲げて検討させていただいたところでございます。

その結果、このたび教育長として任命させていただきたい方は、住所は下田市白浜1702番地の4、氏名は佐々木文夫さんで、生年月日は昭和27年8月5日生まれの62歳の男性でございます。

佐々木さんの主な経歴でございますが、白浜・原田地区のご出身でございます。昭和46年3月、県立下田北高等学校を卒業され、昭和50年3月に日本体育大学をご卒業後、同年4月から田方郡土肥町立土肥中学校教諭として教職の道を歩み始め、昭和54年4月、静岡県立東部養護学校教諭として転任、昭和56年4月から平成元年3月まで田方郡内の中学校教諭として勤務され、同年4月から賀茂郡賀茂村の賀茂中学校教諭に転任、その後、平成4年4月、静岡県教育委員会社会教育主事として東部教育事務所勤務を命ぜられて、賀茂郡賀茂村教育委員会事務局で教育行政の実務に従事され、平成8年4月には静岡県立朝霧野外活動センターに赴任されて、社会教育行政の現場を直接肌で感じながらご活躍なさいました。その間、平成9年12月には静岡県青年団連絡協議会主催の第30回静岡県青年の船の助言者として参加者とともに中国に同行し、また、平成10年10月には社団法人全国青年の家協議会主催の青少年教育指導者海外派遣事業の団員としてアメリカ合衆国に赴いております。

翌年平成11年4月に下田市立下田東中学校教頭に就任され、平成13年4月には下田市教育委員会事務局参事の職に任ぜられまして、平成17年3月までの4年間にわたり下田・賀茂地域の教育行政の主体的な担い手として卓越した手腕を発揮されました。同年4月に賀茂郡河津町立河津中学校校長に栄転され、平成21年4月には下田市立下田東中学校校長にご就任、平成23年4月、下田市立下田中学校校長に転任されて、翌平成24年4月から賀茂地区校長会会長という要職を併任され、下田・賀茂地区教育関係機関相互の連絡調整、連携強化にご尽

力いただき、平成25年3月、下田市立下田中学校校長を最後に定年退職されております。

佐々木さんは、教職を退かれてからの平成25年5月から静岡県教育出版社の参与を務められ、また、同年12月からは下田市民生委員・児童委員にご就任いただき、地域福祉の向上のためにご尽力くださっております。

新教育長候補者の選考に当たり、楠山市長を初め野田教育長も交えた中で、これまで何回となく佐々木さんと面談の機会を持たせていただき、その人となりや教育並びに教育行政に対する考え方につきまして所信の一端を伺わせていただきました。その中におきまして、これから総合教育会議で策定されることとなります下田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、下田市教育大綱の本旨を踏まえ、議会の皆様と行政当局、そして市民の皆様とが一体となって、人づくりとまちづくりを推進していきたいとの熱い思いがございました。

具体的には、学校教育におきましては、誇りある郷土下田を愛し、将来にわたり夢を持ち、夢の実現に向けて、就学前の教育から小・中・高等学校教育までの一貫した教育連携の推進に努めたいとして、そのためには、当事者の子供たちはもちろん、現場の先生方や保護者との対話を重視しながら、課題を抽出して解決の道筋を明らかにしていきたいと述べ、また、下田を愛する人づくりとして、下田の歴史、文化、芸術、自然、そして働くことのとうとさを学ぶことができる体験学習を推進し、さらに、家庭と地域、学校とを結ぶ連携の絆を強く太くして、地域全体が学校の応援団となるよう、地域が持っている固有の教育力の積極的な活用を図っていきたいと考えているとのことでございます。また、生涯学習の推進に当たりましては、市民のニーズに合わせた学習の場の提供をさらに拡大し充実させていきたいと話してくださいました。

面談の中で、夢を持ち続けている人は何事に対しても前向きであり、光り輝いています。常に夢を持ち続け、生きる力を備えた下田の子供たち、下田人づくりのために全身全霊を傾けていきたいと目を輝かせながら語ってくださった言葉が印象に残りました。

以上、申し上げましたとおり、佐々木さんは人格高潔、誠実で指導力があり、教育全般に対し強い熱意をお持ちであり、38年間の長きにわたる教職経験で培ってこられましたその豊かな識見を、本市の教育行政や学校運営、さらには社会教育や生涯学習活動に適切に反映させていただけるものと確信しており、教育長として適任の方でございます。

以上のことから、佐々木文夫さんを本市の教育長として任命いたしたく、ぜひともご同意を賜りますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

○7番（大川敏雄君） ただいまは、本当に副市長から新しい新教育長の役割の重大性、あるいはご本人の人物の評価と、高い評価というようなことをるるお話をいただきましたが、今回の一般質問を通じて、進士濱美議員が所信表明をというようなことの質問がございました。

私は、今回の議案は従前と違って新教育長の任命なんですね。そういう意味からすれば、最低この議会の最終日に、市長、新しいこの佐々木さんに就任の挨拶でもしていただくと。同時に、7月20日だと、何か臨時議会がその後になりますから、恐らく現教育長も最後の議会になろうと思います。ですから、新旧、就任と退任の挨拶の機会をひとつ市長、配慮したらどうです、最終日に。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 野田教育長の退任につきましては、また今議会終了の時点でお時間をいただければ退任のご挨拶をさせていただくような気持ちはあります。しかし、承認いただければ、新教育長に関しましては、まだ7月20日までの任期で、それ以降になりますので、その後の機会があろうかというふうに思いますので、そちらのほうでお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） ほかにありますか。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 今度、新教育長というのは、今まで教育長と教育委員会委員長がおいでになって、今度の新制度で同一人物が兼ねるようになったということなんですが、そこでお尋ねしたいんですが、今回、教育長になられる方というのは、教育長になられて教育委員会の委員になられるのか、もともと、佐々木さんで言えば、佐々木さんは現在教育委員であって、その教育委員の中から教育長の推薦を受けてなったのか。その辺はどういう法的な位置づけになるのかを。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 改正前の法律におきましては、教育長は教育委員のうちから選挙されるものでございまして、教育委員であり、かつ教育長であったということでございますが、今回、法改正によりまして、新教育長は教育委員会の構成員ではございますけれども委員で

はないという、そういった身分になります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

9番。

○9番（伊藤英雄君） そうしますと、教育委員会、委員会が開かれるわけですよね。これまでは教育委員長が司会というか、まとめをやっておられたと思うんですが、今回は教育委員会委員長というポストがなくなり、教育長さんが、その席には出ないのか、多分出られるんじゃないかと思うんだけど、どのようなポジションといいますか位置づけになるのか。また、あるいは総合教育会議に教育長が出られると思うんですけども、それはどのような位置づけになるのか。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 改正前の法律の第12条で、これまで教育委員会の委員長さんにつきましては当然教育委員、これは教育長を除く教育委員の中から選挙して選ばれるわけですが、委員長につきましては、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表するということが法定されておりました。

今回、改正後の法律につきましてはそれが削られて、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するという規定になりまして、第14条におきまして、教育委員会の会議は教育長が招集するという形に改められたものでございます。会議録につきましても当然調製の義務が課せられておきまして、会議録をしっかりと調製して公開するという形についてはこれまでと変わりはありません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 最後の質問になっちゃうんですけども、そうしますと、教育委員会を招集し主宰するのは教育長だよと。だけど教育長は教育委員ではないよと。非常に何かわかりづらいんだけど、それは実務として教育委員会で会議を行いますよと。質疑があったり意見表明があったりするんだけど、そのところにおける教育長というのは教育委員でないとするならば、そこでの発言権というんですか、そういうものはどんなふうになるんですか。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 新教育長につきましては、先ほど申し上げましたとおり、教育委員

会の会務を総理して教育委員会を代表する立場でございます。ですから、当然会議については教育長が招集する、主宰者になるわけでございますので、会議の中で教育長が当然議長になりながら進行を図っていくということでございます。

今回、法改正で明定されたものは、これまで教育長につきましてははっきりとした服務等の規定がございませんでした。それが今回、教育長は常勤とするという定めと職務専念義務、その勤務時間及び職務上の注力の全てをその職務遂行のために行い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないという規定に改められました。さらに、教育長は、委員会の許可を受けなければ営利企業の従事、あるいは、いかなる事業もしくは事務にも報酬を得て従事してはならないという規定が新たに加えられたものです。

先ほどの説明の中にもお話しさせていただいていますが、教育委員につきましては、新しい改正後の法律の第12条におきまして教育長の規定を準用しておりますけれども、この準用の中で、今申し上げましたこの第7項の規定につきましては除外されておりますので、委員につきましては、営利企業に従事してもいいし報酬を得てもいいと、そういうつくりになっているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） 教育委員の任命に関しましては、私はこの議案が出されるたびに、新たに教育委員になる方は、どのような教育に対するお考えを持っているのかということを議会の中で示してほしいというようなことを番度そういうふう主張してきました。今回、教育委員会制度そのものが変わるということと、また、一般質問において進士濱美議員のほうから所信表明すべきではないのかというふうなこと等々がありまして、今日の教育委員の提案理由の中に詳細に新たに教育長になられる方の教育に対する考え方というものを示されて説明されたということは、私にとっては大きな前進であったというふうに思っております。

物のあれによりますと、第186回国会の参議院の文教科学委員会において、議会同意に際しての資質、能力チェックというふうなことにしまして、首長による教育長の任命に際して議会に期待される同意プロセスのあり方に関して、新教育長についてこれまで以上に職責が重なることを踏まえ、例えば議会同意に当たって所信表明を聴取するなど、議会において教育長の資質、能力をより丁寧にチェックすることが期待されるというふうな答弁が文部科学省側からなされたというふうなこともあつたりしますので、所信表明に関しましては、

先ほど大川議員が選任された後でも機会を設けてそういう場をつくったらどうかというようなこともあります。

直ちに所信表明をこの場でやるのがどうかよくわかりませんが、そういうふうなことも踏まえながら、これからもより丁寧な教育委員の人物、教育に対する考え方というものを、また、我々がわかりやすく納得できるようなことをこれからも進めていただきたいというふうに思っております。今日に関しては、私としては大きな前進であったというふうに評価しております。

もう1点、先ほど新たに教育委員会が改正され、そして新たな教育委員会の中の大きな仕事として教育の大綱の策定があるんだというふうな、教育大綱ですね、いうふうなご説明がありました。教育大綱を策定していく権限を有する者は首長になっているんですね。首長が策定するということですね。教育委員会が策定するんじゃなくて首長が策定する。それを策定するに当たっては当然教育委員会と相談しながらいろいろなことを一緒にやっていくというようなことではありますが、あくまでも教育大綱を策定していくのは権限は首長にあるというふうなことでよろしいんですね。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） ただいまの鈴木議員のご質問のとおり、改正後の法律第1条の3第1項におきまして教育大綱の規定を定めてあるわけでございますけれども、要するに、この中で教育大綱につきましては地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、要するに教育振興基本計画、この方針を参酌して、その地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするということでございます。この大綱を定め、あるいはこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議、ここで協議することになっておりますので、首長の恣意的な判断によって教育行政が進められるということではございませんので、その辺は十分法の趣旨を踏まえながら今後も運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 地方教育行政法の改正によって、これまで以上に首長の教育に対する責任というんですか、それがより重くなっているというふうなことを踏まえまして、これからはしっかりやっていきたいと思っております。

最後に、教育大綱いつ頃策定される、具体的な形となって出てくるのはいつ頃のことを考

えておられるのか最後にお聞きします。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今、事務レベルの中では、9月頃から具体的な協議を進めて11月頃をめぐり大綱を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時 7分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第39号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第39号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第39号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開き願います。

提案理由でございますが、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が静岡縣市町総合事務組合の構成団体として加入することに伴い、同組合同規約の一部を変更することにつきまして、当組合を組織する関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

別表第1及び別表第2、第3条第2号及び第3号に関する事務中、田方地区消防組合の次に「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合」を加えるものでございます。

別表第1は、組合を組織する市町、一部事務組合等を定めたもの、別表第2は、共同処理する事務を定めたもので、第3条第2号は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務、第3号は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定に基づく、非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する公務災害に関する事務となっております。

それでは、議案件名簿5ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、静岡県知事の許可の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第39号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第40号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第40号 負担付きの寄附の受納についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） それでは、議第40号 負担付きの寄附の受納についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開き願います。

長田区より負担付きの寄附を受納するものでございまして、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、防災センターを兼ねる消防詰所の建設用地として使用する土地について、長田区から無償で借り受けるに当たり、支障物件となる建物の解体を市で行うた

め建物の寄附を受けるものでございます。

経緯でございますが、老朽化し耐震性のない原田、長田、板戸の消防詰所を統合し、防災センター機能を持つ建物の建設要望を地元区長及び分団長より4月に受け取りました。今回、その建設の支障となる旧土屋医院につきまして、年度内の解体を条件に寄附の申し込みを受けたものでございます。これを受けまして、市といたしましては速やかに当該建物の解体と新設の防災センターの設計の手続きを行い、来年度中の完成を目指すものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第40号 負担付きの寄附の受納についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 原田、長田、板戸のそれぞれの消防詰所を1カ所にして、防災センターとしての建設をしていこうということではありますが、どういうわけで寄附の条件に当該建物の解体を27年度中に行うということになっているのかということと、もう1点は、来年度中に防災センターを建設すると、こういうことではありますが、そういうことであれば、当然その使用内容等も現時点で3区の区長さんから一定の申し出があるのではないかと思います。そこら辺の点について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 年度内の解体の理由につきましては、昨年度、長田区がこの土地建物を譲り受けております。それで、建物に関しまして不動産取得税、こちらのほうの猶予を行ってもらっております。これは解体を前提としている建物だということで猶予してもらっている関係で、引き続き例えば市が建物を解体しないでこの建物を使った場合には、当然長田区には中間で取得したという形になりますので不動産取得税かかってきます。なので支払いをしなければならないと。そういったこともありまして、解体を前提に条件として寄附の受納を受けているものでございます。

それから、来年度中に防災センターということではありますが、一応来年度までは緊急防災・減債事業債がこちらの建物につきましても適用になりますので、そちらを使って直ちにやりたいということと、長田区のほうからは、通常の詰所、車が今3台あるんですけども、それを1台減して2台程度の車庫と通常の消防団の詰める詰所、それから、防災センターとして90平米程度の防災センター、こちらのほうを同時に建設すると、一緒に併設する

という形で、そちらのほうは長田区のほうの防災に資する会議や、それから訓練、それからいろいろな打ち合わせ等に使っていただくような形でいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番。

○13番（沢登英信君） わかりました。

不動産取得税が各この取得した区にかからないようにということで、当然市に寄附を受ければ市のほうにはそういう税がかかるということはないというぐあいに理解していいかと思うんですが、一応確認をさせていただきたいと思います。

それから、来年ということになりますと、恐らく総額幾らぐらいの事業で、2台の消防車ですか、格納庫と詰所ということになるかと思いますが、この場所についてはご案内のように入り口が大変狭いのではないかと思うんです。漁協の裏方のところじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の道路の改良を含めて検討しているのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 当然、不動産取得税に関しては市にはかかりませんので問題はないかと思います。

また、建物の金額につきましては、今回、設計のほうの予算を同時に上げさせていただきますので、その中で決まってくると思いますけれども、今回、別の事業で蓮台寺のほうの詰所を統合するのが建物で大体4,000万程度になります。それにプラス防災センター機能がつくものですから、それよりはちょっと金額が上がってくるものとは思われますけれども、まだちょっと具体的なところまでは、地質によっても建物の金額がまたいろいろ変わってくると思いますので、具体的にはちょっとまだわからないという形でございます。

それから、道路の件に関しまして言うと、ちょうど旧土屋医院から上が急に狭くなっているものですから、土屋医院のところまでは十分、消防のポンプ車とか大きな、すごく大きな車ではないんですけれども、あの程度の車であれば全然問題ないような土地になってございます。そこから先が若干急激に狭くなっているというような形になっているので、道路の改良等は考えてございません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方自治法の規定に基づき、長期継続契約を締結できる契約に関し必要な事項を定めるものでございます。

長期継続契約の対象となる契約の範囲を拡大する法改正は、平成16年11月10日から施行されております。下田市においては債務負担行為によるものとし、条例を定めておりませんでした。このたび提案させていただくものでございます。

それでは、条例等の内容につきましては条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料の5ページをお開き願います。

第1条でございますが、地方自治法の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めることを本条例の趣旨とすることを定めたものでございます。

第2条は、長期継続契約を締結できる契約の内容を定めるもので、第1項第1号では、電子計算機、通信機器、ファクシミリ、複写機、車両等の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的なものを規定しております。

第2号では、年度の初日から常時継続して役務の提供を受ける契約で、夜間警備などの施設の維持及び管理業務、防災関係設備などの保守及び点検業務、電子計算機、通信機器などの物品の保守及び点検業務を規定しております。また、市税その他の公金の収納事務で、その他の公金の収納というところでございますが、地方自治法施行令第158条に定める収納

事務として、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金及び貸付金の元利償還金等を想定しております。また、その他に国民健康保険税等も想定しているところがございます。また、地方自治法施行令第158条2に定める収納事務として、市税を規定したものでございます。

第3条は、長期継続契約できる期間を5年以内と定めるものです。

6ページをお開きください。

第4条は、本条例の施行に関し必要な事項は別に定めることを規定したものでございます。最後に附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、公布の日から施行するというものでございます。

6ページから7ページに地方自治法及び同法施行令の関係条文を抜粋して掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第41号 下田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 平成16年に既に施行されていて、定められていないので定めるということではありますが、具体的にこの法律によって何がどう守られるのか、あるいは守られないのか。さらに、現事務の中におきまして、下田市の事務の中において具体的にどのようなことが考えられるのか列挙していただければと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） まず、かなり期間がたちまして、なぜ今かというようなこともご質問の中身としてあると思います。

本年10月からマイナンバー制度が施行されるわけでございますが、それに伴いまして通信料が増えたりとか通信速度が重くなるということが見込まれるということで、静岡県では県内全市町に加わるとの想定でL G W A Nのアクセス回線の増強を進めております。

本年3月にプロポーザル方式によりまして静岡県はソフトバンクテレコム株式会社を選定したため、今後、下田市とソフトバンクテレコム株式会社が通信回線と通信機器等に要する経費の契約を結ぶこととなります。その契約に当たりまして、契約途中で経費の上がる可能

性があることを契約に明記することということを求められております。このため、県その他の市町につきましては長期継続契約条例で対応するというところでございまして、本市においてもここで条例制定をする必要性が生じたものでございます。県内の市でございしますが、下田市も定めておりませんけれども、あと1市、市の中では定めていないところもあるという状況で、ほとんどの市が長期継続契約で対応していくというようなことです。

また、その他想定されることが多々あるんですけれども、今、下田市ではコンビニ収納を税務課のほうでも検討しておりまして、そうなりますと、軽自動車税、固定資産税、個人市民税、国民健康保険税、そういったものも今後コンビニ収納等でやっていこうというような形もありますので、そのようなことも想定しているという状況です。

ちょっと資料のほう若干追加で説明させていただきますけれども、関係等説明資料のほうの6ページのほうから地方自治法の抜粋及び施行令の抜粋が入っております。

現在、下田市はそこにあります地方自治法の214条の債務負担行為という形でやっておりますけれども、長期継続契約というものが234条の3にありまして、普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借りる契約、それらはもう自治法のほうでこちらは定められておりますけれども、その他政令で定める契約を締結することができるという部分がこれまで下田市の未整備なところです。

その他政令で定める契約を締結することができるという内容につきましては、7ページを開いていただきますと、7ページの一番下に長期継続契約を締結することができる契約という第167条の17が抜粋してございますが、こちらは、ここでいう政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたはというところがありまして、最後に、条例で定めるものとするというのがございまして、下田市はこれまで条例がありませんでしたので、全て債務負担で対応してきたということです。ただ、債務負担になりますと、契約の中で途中で金額が変わるとか、そういったようなことを求められた場合の対応ができませんので、今回はそれを契機に長期継続契約の条例を上程させていただいたということになっております。

あと、施行令の抜粋のほうに、6ページのほうの施行令の抜粋がありますけれども、こちらのほうで、個々の法でいろいろ徴収とか収納事務を委託することができるというのは、自治法の中では158条の規定と、その次の7ページの158条の2地方税、それらが規定してありますけれども、この他の国民健康保険ですとか介護保険、それらも上級の法律のほうで委託できるというものは定めてあるものがありますので、それらについてもこの第2条の第2号

にありますア、イ、ウ、エのエのところですけども、市税その他の公金の収納というところで該当させていただきたいというような内容となっております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） もう1点だけお尋ねをしたいと思います。

従来、債務負担行為の仕組みで対応してきたと。今度、長期のものにするんだということですので、債務負担もある場合には5年以上、経験としてはそんなにかもせませんが、5年以上でも理屈上は成り立つんだと思うんです。それぞれ変更がありますと債務負担の変更を行う、こういうことになるかと思うんですけども、この長期の契約についても、途中で値上げとか値下げとか変更がある場合には、やはり債務負担と同じような手続が必要ではないかと思うんですけども、長期の場合にはそういう当局にとっては手続が要らないということになるんでしょうか。そこら辺の仕組みがちょっとわからないものですから教えていただきたい。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 債務負担行為は議決ということで、その都度、変更があれば変更すると。初めから例えば5年であれば5年間の上限が定められておりますので、その中でないと、例えば消費税が急遽上がったですとか、そういったようなものには対応できなくなるようなことが、不都合な面が出てきます。長期継続契約になりますと、これは議会で今回この条例が認めていただければ、債務負担と同じようなものにはならず、契約の中にそういう変更するというようなことが入ってきた場合も対応できるということです。この中で、あくまでもこれはできるという規定ですので、例えば5年よりも長いものについてはもう長期継続契約はうちのほうの条例ではできるようにはしてありませんので、期間については上限が5年という定めをさせていただいております。

それと、いろいろなことが心配されると思うんですけども、あくまでも事務に支障があるということは、自治法の場合には長期継続契約ということがうたわれておりますし、ここでいう1年間の契約というのができなくて長くということについては、例えば夜間警備などは夜間も通してやっておりますので、今、事務上、単年度契約でやっておりますけれども、実際に3月31日から4月1日にかけても夜間継続してやっているわけです。単年度でやっておっても。そういうような事務的な支障も整合性がとれなくなってくるということも想定しておりますので、そういったものについては長期継続契約にしていきたいと。

ですから、例えば点検業務とか何かで、例えば浄化槽等で月3回ですよとか、月4回、週1回とかというものは、要するに4月1日から継続してというものにははまりませんので、それらについては長期継続契約に、うちのほうの条例、本来の趣旨からしてもはまらないというふうに理解していただいて結構です。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページをお開き願います。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行されたことに伴い、下田市国民健康保険税条例等の改正に必要が生じたものでございます。

その内容が、お手元の下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例でございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律等が施行されたことから、本条例についても所要の改正をするものでございます。

初めに、平成27年4月1日から施行されました地方税法施行令の一部を改正する政令でございますが、国民健康保険制度の安定的な運営を確保し財政基盤を強化するため、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、低所得者の保険料に対する財政支援の強化のため、軽減判定所得の基準を見直し、国民健康保険税の軽減対象を拡大するものでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。

第2条課税額でございますが、基礎課税額の課税限度額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等限度額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額を「14万円」から「16万円」に引き上げるもので、第2条第2項ただし書き中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改めるものでございます。

第23条国民健康保険税の減額でございますが、低所得者の保険料に対する財政支援の強化といたしまして、保険料軽減の対象世帯を拡大するものでございます。5割軽減の拡大につきましては、昨年、単身世帯まで対象を広げられたところでございますが、今回はさらに軽減対象となる所得基準額を「24万5,000円」から「26万円」に引き上げるもので、2割軽減の拡大につきましては、軽減対象となる所得判定基準を「45万円」から「47万円」に引き上げるものでございます。第23条第1項中「51万円」を「52万円」に改め、「16万円」を「17万円」に改め、「14万円」を「16万円」に改め、同条同項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条同項第3号中「45万円」を「47万円」に改めるものでございます。

続きまして、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、昨年、地方税法の一部を改正する法律において、金融所得課税の一体化を目的に、平成28年1月1日以降の特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等に税率5%の申告分離課税が導入され、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との間で損益通算ができるようになることに伴う関連改正が行われました。この改正で、下田市国民健康保険税条例の附則第14項、条約適用利子等及び条約適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、平成29年1月1日から施行するものとしたところで、しかし、この改正には平成28年1月1日から適用となる改正が含まれており、前述の「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるという部分につきましては施行日を平成28年1月1日とするものであり、具体的には附則第1項ただし書きを次のように改めるものでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の13ページ、14ページをお開き願います。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号。附則第14項の改正規定、平成28年1月1日。

2号。附則第3項、第6項及び第7項の改正規定、附則中第8項及び第9項を削り、第10

項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする改正規定、附則第14項を附則第11項とし、附則第15項を附則第12項とし、附則第16項を削る改正規定並びに第3項の規定は、平成29年1月1日から施行するに改めるものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の10ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、条例改正関係等説明資料8ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写し、9ページ、10ページに改正によります課税限度額及び基準の見直し、影響額を参考として添付してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上、大変雑駁ではございますが、議第42号 下田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） ただいま、説明資料の9ページ、10ページにそれぞれ記載してあるから見ると、こういうことでございますが、9ページ、10ページの説明を加えていただきたいというぐあいに思います。

結果として全体で課税が厳しくなっているのか、それとも減額のほうが多くて保険税の収納が少なくなっているのか。この改正に伴って、滞納というんでしょうか、そういうものへの影響というのはどのように考えられるのか、考えられないのかお尋ねをしたいと思います。

なお、法の改正に伴う上限の引き上げということでございますが、県内で上限の引き上げをしていない団体というのはないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 改正につきましての影響額についてご説明をいたしたいと思います。

改正に影響する場合、最高額につきまして、それぞれ基礎課税分、後期高齢分、介護保険

分で233万円の保険税のプラスとなります。そして、軽減につきましては、5割軽減で198万円、2割軽減で24万円、合計222万円の減となっております。

滞納云々ですけれども、実際に具体的なことについては、ここでどのぐらいということは申し上げられませんが、26年度につきましても、こういう軽減をしたことによって、そういう納税者の方が納めやすくなっていることは事実だと思っております。一応、国保税の収納率についても若干ですが25年度と比べて上がっているという状況でございます。ただ、詳しい数字につきましてはちょっと私のほうでは申し上げられませんが、そういう形のもので収納率のほうにも反映している。結局、低所得者の方たちに有利といったらおかしいんですけれども、優しい形の課税になっていると思いますもので、そういう形で納めやすくなっているんじゃないかならうかと思っております。

そして、改正していない自治体につきましては、今年の5月に伊豆地域の国保担当課長会議がございました。そして、その中で、やはり改定を見送るところも確かに一、二市あったことは記憶しております。ただ、ほかのところにつきましては、こういう法律改正に伴い条例改正をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 税務課長。

○税務課長（井上 均君） 滞納への影響でございますが、今回のこの軽減によりまして低所得世帯の納税が一層楽になりますので、収納率のほうは向上の方向に向かうと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第43号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） それでは、議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正す

る条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案件名簿11ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、下田市景観計画の変更に伴う条文の整備及び字句の整理を行うためでございます。

景観計画は、景観法の第8条に基づき、各自治体が良好な景観を形成するため定めることができるもので、本市において良好な景観を未来に生かすため、下田市景観計画を平成21年12月に策定いたしました。同時に本条例を制定いたしました。

景観計画は、1つに、景観的資源を下田まち遺産と銘打ち、それらをもとに景観まちづくりを支える取り組みと、2つ目に、新規に行われる景観的影響のある行為に対する制限と、大きく2つの柱により構成されております。今回の変更は、行為の制限に対し届け出対象の行為を増やし、また、物により対象規模を小さくすることにより、対象範囲を拡充するものでございます。

具体的変更内容は、行為の制限として、現在、一定規模以上の行為をする場合、届け出対象としている中の2つの行為に対し追加変更を行っております。

1つ目の行為は、建築物に対し変更をしております。伊豆縦貫道自動車道にアクセスする道路の沿道等に商業施設が建ち並ぶことが予想され、景観に及ぼす影響も懸念されるため、道路沿線に建築される商業施設及び娯楽施設を沿道型商業施設と定義し、既存の計画にうたった建築物の基準よりも小規模の建築物も届け出対象とすることとして変更しております。

2つ目の行為は、工作物に対してでございます。2点ほどの追加変更をしております。1点は、近年の状況に対応するように、変更前には記載がなかった再生可能エネルギー施設である太陽光発電設備及び風力発電設備の類いを一定規模のものを届け出対象として追加したこと、2点目は、コンクリート柱、鉄柱などは改正前も届け出対象だったのですが、電気事業法によるものは除かれていましたので、それを区域により一定規模以上のものは送電塔を含め届け出対象としているものでございます。

あわせ、字句の整理を行う内容となっております。

改正条文は議案件名簿12ページからになります。15ページまでとなりまして、13ページからは別表は全部改定でございます。概要説明に当たりましては条例改正関係等説明資料を使わせていただきますので、恐れ入りますが、15ページからご用意したいと思っております。

改正の新旧対照表になっております。開いて左側が改正前、右側が改正後でございます。改正点が下線引きとなっております。

条文順に説明させていただきたいのですが、字句の整合は記載のとおりでありますので、申しわけありませんが、追加変更のある条文のみ説明させていただきます。

第2条の用語の定義として、1項5号以降に6号から9号までを追加しており、7号の工作物以外は、建築基準法、都市計画法等に定義があるため既存条文としてはなかったものを定義化し、引用先を明示しております。また、7号の工作物の定義といたしまして、景観まちづくり条例施行規則に記載があったものですが、規則中、コンクリート柱、鉄柱などが電気事業法によるものを除くとあったものを削除し、ここに入れ、該当するものいたしました。あわせ、太陽光発電設備、風力発電設備を加え、現行施行規則の範囲を広げ、条文化いたしました。

ページをめくっていただいて、17ページ、18ページ、第17条において、改正前「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削等」という字句を、第2条1項9号で定義しました「土地の形質の変更等」に変更いたしました。

下段、第18条については届出除外行為として、改正前は、1項1号から3号までは建築物の除外範囲を記載してあったのですが、他の行為と同様、別表に追加し、1号から4号を削除し、18条の条文として別表に掲げる行為といたしました。

ページをめくっていただいて、19ページから24ページにかけてが別表の改正前後の比較表でございます。別表は、改正条文は全部改正としておりますが、改正前後で比較した形で説明をさせていただきます。

この別表は届け出を要しない行為をうたっており、それ以外は届け出の対象となるという判断であります。区分の欄に対象区域を記載しており、3区分の区域設定をしております。景観計画区域、景観誘導ゾーン、景観重点地区とあり、それぞれ届け出対象範囲が順に小さいものを対象としております。

20ページ、別表の上段、先ほど説明いたしました第18条にうたっておった建築物を表の(2)に記載し、あわせ(1)に沿道型商業施設ということで、敷地面積500平米、延べ面積250平米を超えるものを該当とし、通常建築物の対象である延べ床面積500平米より小規模のものを対象に、届け出対象にするといううたいになっております。

続いて、工作物として「新築」を「新設」に変更し、(1)に木柱、(3)に屋外設置エレベーター、エスカレーターについて、改正前「等」に含まれていたものを建築基準法施行令に倣い明示いたしました。基準法は、エレベーター、エスカレーター等は観光のためのものとあるのですけれども、景観的に支障が生ずるものが屋内のものとして対象としておりま

す。

ページをめくっていただき、(7)に太陽光発電設備等として、高さ13メートル、または設置面積500平米を超える施設を届け出対象としました。改正前には下線のみで空白になっている箇所に追加しております。

(8)の送電鉄塔は改正前も対象外なのですけれども、電波事業法のものを対象外から削除したため、景観区域においては記載し、届け出対象外としております。この後、誘導ゾーン等については対象内となってくるため、ここにあえて記載しております。

景観誘導ゾーンにつきましても同様な改正をしておりますが、対象規模が異なり、建築物の(2)については18条の記載をもとに、(1)に沿道型商業設備ということで、敷地面積300平米、延べ面積150平米を超えるものを該当としております。工作物として、(1)に15メートルを超える木柱、送電鉄塔を、(5)に屋外設置エレベーター、エスカレーターを、(9)として高さ10メートルまたは設置面積300平米を超える太陽光発電設備等を届け出対象としてそれぞれ追加しております。

景観重点地区も同様で、ページをめくっていただいて、重点地区があるのですけれども、建築物を表に記載し直し、工作物では「新築」を「新設」に、木柱、送電鉄塔、屋外設置エレベーター等、太陽光発電設備等をそれぞれ加えております。

また、表欄外備考としまして、沿道型商業施設を定義づけしております。

議案件名簿15ページに戻っていただきまして、最後、附則でございます。

条例施行日を平成27年9月1日としております。これは、条例制定後、啓発期間を置くため、届け出が着手30日以上前の提出としていることを勘案して、期間をあけて設けておるものでございます。

この景観計画の変更に際し、その計画案は、景観法に基づき都市計画審議会の意見聴取とともに、住民意見反映ということでパブリックコメントを行っております。変更につきましては、この条例改正と同時に変更計画とし、景観法に基づき告示したいと考えております。

以上、簡単ですが、議第43号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

○5番（竹内清二君） 景観まちづくりにつきましては、本当に徐々にまちのほうも整備され

つつある中、より一層この条例の施行につきましては引き続きご努力いただきたいと思いません。

3点ほどちょっとこの内容についてお伺いさせていただきたいんですけれども、まず1点目、第17条のほうですが、文言の訂正があります。通常こういった訂正の場合は、理由として2つ考えられ、1つは上級法の改正、もう1つは何かしらの漏れといいますか、こうせざるを得ないことが起きたということによって、この土地の形質の変更等という文言に変えたということは考えられますが、この理由をお聞かせいただきたいと思えます。

2点目なんですけれども、具体的にはちょっと申し上げることは差し控えますが、景観重点地域以外の景観誘導ゾーン、あるいはそのほかの地域における屋外広告物の、ここでいう沿道型商業施設における屋外広告物について、多少、出店者と建設課の指導の中で曖昧な部分があったということをお伺いしました。しかるに今回の規制の中で相当その部分が厳しくされることを私は期待しておったんですけれども、今回の規制を見ると、特に重点地区以外については、面積の規定はあるものの、その外部の、特に屋外広告物については、過半を変更する、色彩の変更ということであって、特に屋外広告物の規制については文言を設けませんでした。こういったことが今後考えられると思えますが、そういったところの手だてを本来は条文化すべきであろうかと私は思うんですが、今回それを盛り込まなかった理由をお聞かせください。

あと1点、やはりこの施行といいますか推進に当たっては、基本理念にあります下田にかかわる全ての人がこの条例に対する理解を深めるということがもちろんあり、下田まち遺産の配布であったり、建設課さんは相当苦慮はなされているんですけれども、私が見るところに、実際それを行う施主、あるいは施工者、あるいはそれをプランニングする企画立案する業者、このあたりに、今回の改正も含めてこの内容を再度周知する必要があるんじゃないかなと考えております。まず、今回の条例の改正に当たって、これら関係者の方々にどういった形でアプローチをしていくか、これも含めてお伺いしたいと思います。

以上3点でございます。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） ありがとうございます。

まず最初に17条の文言の話なんですけれども、当初計画の中ですと、このような土地の開墾、採取という言葉を使いながら、当初の言葉を使いながら、行為としては自然公園の普通地域の届け出を対象とするというような言い方をしていたものですから、その辺、条例です

ので、計画ではそのままこの言葉を利用しているんですが、条例ですのでどこか法律を引用したほうがよいだろうと、当初の思いとしては自然公園の普通地域内での行為を対象とするということがあったもので、それで自然公園のほうの引用を使わせていただきました。

2点目の商業施設に付随する屋外看板の話なんですけれども、高さがある程度いく場合は工作物のほうで取り締まれると思います。言われるように、前例としまして高さが低くて看板をとという事例もありまして、その辺がかからなくて苦慮したケースはあるように記憶しております。もともとこの景観計画自体は、かなり性善説にのっとりたものが多くて、私どもの基準自体も、下田らしさ、その地区に合ったものというものをお願いしながらやっているところで、なかなか建物のお願いままで、今回はその看板までというのは事例が今、私の記憶の中では1件だけだったものですから、かなり増えてくるようであれば、やはりそこも追加して考えていかなければならないとは思いますが、現在はこの時点でとどまっているところでございます。

3点目の各事業者に対しての啓発という点でございますけれども、当初、計画を新規に施行する際には、シンポジウムとか、それと建設業界さん、それぞれ各関連企業さんの団体等にお話に行った、ご説明会等を開いた経過がございますので、その辺あわせてもう一度再確認をしていただくという意味では、事業者さんを探しながらお話しに、この施行日までの間で、行きたいとは、今お話をいただいて、しなければならぬと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（竹内清二君） ありがとうございます。

まず1点目の文言につきましてなんですけれども、この土地の形質及び変更等というのは、特に、例えば宅造規制法であったり土地区画整理法なんかでもやはり同じ文言があるんですが、じゃ、どのくらいが土地の形質の変更なんだということで必ずもめるんです。特に今回の場合は、重点地区において10平米以上はこれに該当するということがありますので、10平米以上の畑といたら、例えば弥治川の中でもある可能性があります。そういった中で、これが土地区画の土地の形状の変更だよということは、ある程度明確にしなければ、ちょっと指導等も曖昧になってしまうおそれがありますので、そのあたりというのはちゃんと建設課のほうで整えていただきたいなと考えております。

2点目の屋外広告物のほうですが、先ほど課長のほうから、おっしゃるとおりこれ性善説にのっとりてはいるんですが、事例として、悪とはいませんが、やはりそれは経済活動の

中でいたし方ない事例というのも実際のところ起きました。これが増えていったら考えるでは、もう既に、既得権益の中でそれを変更することってなかなかできなくなっちゃいますので、私は、今の時点である程度その部分の規制という、屋外広告物規制法の中でも十分うたわれておりますが、やはりそれは下田の中での地域ということで、ここの部分はだめだよということを条例の中でうたうべきではなかろうかなと考えております。その部分はお願いたします。

3点目の関係者への告知なんですけれども、おっしゃるとおりなかなか業界の中でもこの部分は行き渡っておりませんし、これが申請許可等でなく、届け出という努力規定の中での制度ですので、その部分については、より一層この内容を知らしめる必要があるのかなと考えております。

私、ひとつここで提案なんですけれども、例えば今までは建築士会の支部なんかがありまして、そこで出前講座なんかをいただいていたんですけれども、今それも法人化によって会のほうも県のほうのになっちゃいましたので、建設業協会ももちろんそうですけれども、県のお力、住宅課等を使えば、そういったところに一齐にダイレクトメール等を送り、ペーパーでお知らせすることというのは可能ですので、ぜひそういったものを活用して、より一層この制度を周知して理解していただくことを期待いたします。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 確かに言われるとおり、1点目の区画の、土地の関係なんですけれども、建築物とか工作物はわかりやすい。ただ、土地はじゃ、木を切っただけでどうなの、それを伐根してどうなのというところがありますもので、逃げではないですけれども、類いという形で、どういうことをするんですかとまず聞かせてくださいというような態勢でおります。案件がやはり性善説に基づいてとはいいいながら、なかなかその届け出を出す行為自体を拒む事業者さんもいらっしゃるものですから、なるだけそのやる行為の本意を聞きながら対応していきたいとは思っております。おっしゃるとおり、ガイドラインみたいなものをつくっておいたほうがということは私どもも考えておりますので、誰がやっても同じような答えが出るようなものにだんだんしていきたいと考えております。

2点目の広告物については、おっしゃるとおり、今回やっておけばというお話だとは思いますが、現状この条例の中には反映されていないものですので、言われるように、屋外広告物の条例の中でお願いをしていくというようなスタンスで臨んでいきたい、担当は

一緒の係なものですから、スタンスで臨んでいきたいと思います。ただ、それでいいのかと言われれば、ちょっと不十分とは思っております。現在のところでは縛れないものと思っております。申しわけありません。

最後の提案についてですけれども、おっしゃるとおり市内の業者さんだけではないもので、お話をいただくのが、なかなか市外に対しての啓蒙、知らせめというものが苦慮するところでございますので、その辺も県とか広域的に相談できるところに相談させていただきながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありますか。

13番。

○13番（沢登英信君） よりよい景観条例にしていこうという熱意は評価をさせていただきたいと思うんですが、実態的にこのまちを見回してみても、景観を害しておりますのは旅館、ホテルの廃墟ではないかと思うんです。これらのものにどう対応していくお考えなのか。国のほうの法律ができて、空き家対策でやるのかどうなのか。景観の概念の中になぜそういうものが入らないのかなというような思いがするんですけれども、その点をまずお尋ねしたい。

それから、説明資料の19ページ、20ページですか、18条関係の届け出を要しない除外行為ですか、届け出除外行為の規定がございますが、新たに建築物につきまして、そこに16条第1項1号に規定する云々で敷地面積が500平米、高さ13メートル等の規定と工作物の規定がそれぞれありまして、一番問題というか厳しいところは、24ページの景観重点地区の床面積が10平方メートル以下、こういう規定かと思うんですが、具体的に認定されている建物の面積がどれほどのものがあるのかと。10平米といいますと、恐らくお稲荷さんであるとか、市内にあるそういうものが指定されているかどうか知りませんが、そういうものが考えられるのではないかと思うんですね、状況が。具体的にイメージがよく湧きませんので、これに想定している具体的なものはこういうものがイメージ化されるよというような説明ができましたら、お願いをしたいというぐあいに思うわけです。

そしてこれの、なかなか厳しくしてきていますので、実効性という問題がやはり出てこようかと思うんですが、ここら辺の点につきましては、どのような指導をして実効あるものにしてしようとしているのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） まず、旅館、ホテル等の廃墟の関係ですけれども、今この景観施

策は最初申したように、今あるいいもの、まち遺産といういいものを認定していく、それを推して進めていく、まちをつくっていくという施策と、あと今回、変更に伴いまして、変更させていただくもととなっている行為の制限、これからやるものに対して制限をつけるよという2つあるんですけれども、じゃ、その、今ある悪いもの、悪いものと言ったら申しわけない、景観的に悪いものについてはこの中では現在うたっておりませんが、新しくできた特定空家の関係の、空家等対策に関する措置法でしたか、その中で特定空家、壊すに至る、行政代執行ができるまでの特定空家というものの定義の中に景観を害するものというのがございます。ですので、そちらのほうの流れの中で、そういう廃墟等に対しては対応していければとは思っております。

建設課がその最初の特定空家の認定等に対しては担当でございますので、その辺、景観に対しての視点も入れながら特定空家の認定というのも考えていきたいと思っております。ただ、この景観法、景観条例の中では今そこまでは対応しておりません。

2番目の各建築物に対しての規模想定なんですけれども、申しわけないんですけれども、景観区域と景観誘導ゾーンというのはあるんですが、景観重点区域ってまだないんです。当初想定していたのが、先ほど竹内議員も言われましたけれども、ペリーロード沿いを想定していたんです。

ただ、これ見ていただくとわかるように、かなり小さい規模を対象としていて、先ほど言いましたように、個人のものが、個々がやる行為に対しての制限なもので、かなり地元の方々に、ある程度規模がでかいものに対しては、その地区をこうしていきたいんだよ、下田らしさをつくりたいんだよというのでお願いしていくんですけれども、規模が小さいものに改修や何かを重ねる、例えば建物の屋根のひさしが壊れたので直すよとか、そういうところまで制限が及んでしまいますもので、なかなか重点地区にするには、そこの方々の景観に対するご賛同がなければいけないという中で進んでおりまして、重点地区にはまだ1地区も挙げていない状態なんです。

ただ、そうは言ってもそういう、メインになるというかな、代表的なものとなるような地区は欲しいと思っているもので、その辺は当たっていくんですけれども、イメージとしては、ですから何をやるにも出してくださいよというようなイメージでございます、重点地区の場合は、ちょっと雨戸をかえたいとか、そういうのは関係ないかもしれないんですけれども、もしそういう賛同を得ていただくのであれば、重点地区なんだからこういうふうにしていこうという、その建物の持ち主の方々が思いでやっていただければ、おのずと規模の対象にな

っていないけれどもやっていただけるものという思いと一緒に、規模的にはある程度大体のものはかかってくるよという認識で重点地区というものを当時つくっておりました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありますか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） すみません、1点だけお聞きします。

別表に景観計画区域というのと景観誘導ゾーンですか、それと先ほど出ました景観重点地区、これは具体的に、重点地区は今ないとはおっしゃっていますが、そのほかのも含めて、具体的に下田のまち、これに該当するところはどこなのかをちょっと教えてください。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） ごめんなさい、何番地から何番地みたいな分けはないもので、ちょっと言葉で説明できるかわからないんですけども、景観計画区域は全域です。下田市全域です。そのうち、もっと厳し目にするための景観誘導ゾーンというのが5地区引いております。海岸線、海岸線は白浜の河津からの境からずっと須崎半島を通過して、一度そこに下田港周辺ゾーンというゾーンがもう1個入るんですけども、海岸線ゾーンが白浜のほうから須崎、吉佐美の南伊豆境から鍋田のほう、大体、国立公園の区域と重複します。その間を通るところに下田港周辺ゾーンというものがあります。あと、下田港周辺ゾーンの旧町内側、国道に挟まれる、国道136号線から港にかけての旧町内を旧町内ゾーンと呼んでいます。あと蓮台寺温泉ゾーン、この5地区で景観誘導ゾーンというものが成り立っております。

最終的にこの計画変更が出ましたら、皆さんにその変更計画をお配りするつもりでございます。その中にこの地図が載ってきますもので、見ていただければと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで1時15分まで休憩いたします。

午後 0時14分休憩

午後 1時15分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） それでは、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案件名簿の16ページをお開きください。

平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金5,163万2,076円及び未処分利益剰余金6億8,605万5,474円の処分について、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成26年度下田市水道事業会計決算に伴う資本剰余金及び未処分利益剰余金について、資本金への組み入れ及び減債積立金への積み立てを行うためでございます。

説明資料の25ページをお開きください。

資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分に関する説明書でございます。

平成26年度下田市水道事業剰余金処分計算書ですが、資本金の当年度末残高は17億9,404万3,153円となります。資本剰余金の当年度末残高5,307万6,476円のうち5,163万2,076円を資本金へ組み入れるもので、処分後残高は144万4,400円となるものです。また、未処分利益剰余金は当年度末残高6億8,605万5,474円で、そのうち資本金への組み入れ額は6億5,037万6,317円、減債積立金への積立額は3,567万9,157円となり、処分後残高はゼロ円となるものです。

なお、資本金への組み入れにつきましては、平成26年度から資本制度の見直しによるものでございます。また、減債積立金に積み立てる目的につきましては、財政の健全性を確保するため企業債の償還に充てるためでございます。

26ページをお開きください。

平成26年度下田市水道事業損益計算書でございます。

1の営業収益と3の営業外収益、5の特別利益の合計から2の営業費用と4の営業外費用、

6の特別損失を差し引きますと、当年度純利益3,567万9,157円となります。それにその他未処分利益剰余金変動額7,503万1,583円を加えますと、下段の当年度未処分利益剰余金1億1,071万740円となります。これに基準改正分5億7,534万4,734円を加えた額が25ページにございます未処分利益剰余金処分量6億8,605万5,474円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 参考資料で損益計算書をつけていただいて、26年度、27年3月31日で繰越利益はゼロになるよということはわかったんですけども、資本金が増えていくことによってBS、貸借対照表のほうもつけてもらおうと、より一層、9月の決算で出てくると思うんですけども、せっかくここで資本金を増やしたんだから、全体の現金預金がどのぐらい増えたとか、その辺バランスを見るためには貸借対照表を、後でいい、明日でもいいので全員に回してもらえますか。

それから、未処分で6億8,000、約7億弱ぐらいが出てきたよということなんだけれども、水道も決して安い料金じゃないので、利益がある程度出てくるのであれば市民への還元なんというのも考えてはいいんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（森 温繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） 最初の質問の貸借対照表ですか、これにつきましては9月のほうで出すつもりでございましたけれども、必要であるならばそれは提出したいと思います。

それから、資本金のほうですけども、積み立てが多くなったということで、これは利益が出たというのは、基準改正がありましてその分が出たということですので、実際の利益といたしますのは純利益は3,567万9,157円ということでございまして、これは基準改正による利益でして、それは今年度分の26年度改正分だけに適用するものでございますので、それは還元ということは考えておりません。

○議長（森 温繁君） ほかに。

13番。

○13番（沢登英信君） 26年度は約1億1,000万からの利益だと。しかし、その内容は、そ

の他未処分利益の剰余金の変動額である。それがほとんど、7,500万ということになっておりますので、これは経理上の問題かと思いますが、主にどういうことで7,500万の剰余金が出てまいったのか説明をいただきたい。

それから、25ページのほうの資本剰余金が約5億3,000万、そのうち144万4,000何がしを剰余金、全部処分をせずに剰余金として置いていくという経理になっているわけですが、その理由は何かという点を、2つお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） 最初の質問の減債積立金の取り崩しの7,503万1,583円につきまして、これは一応不足する額ということでございまして、これには4条予算の資本的収支のほうで不足する額が出てきます。それに充てる金額として、取り崩し額としてその金額を上げてあります。

それから、2番目の質問の処分後残高の144万4,400円、これにつきましては償却に値しない金額ということでございまして、内訳としまして土地の代金と現金の代金、土地が124万4,400円、現金が220万円ございまして、これについてはみなし償却のほうへと値しないという額で残してある金額でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第45号～議第47号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及

び議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、一括してご説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要をご用意お願いいたします。

初めに、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

6月の補正予算につきましては、その編成方針を、当初予算で想定できなかった事項、緊急に対応しなければならないもの、国県等の決定による補正に限るということを定め、予算の要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったところでございます。

補正予算の主な内容につきましては、防災・安全対策、教育関係、社会保障・健康増進対策、観光・経済・農林水産業関係、地域コミュニティ助成等の内容となっております。その結果、歳入歳出それぞれ6,631万7,000円を追加し、補正後の金額を90億9,131万7,000円とするものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,631万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,131万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、歳入歳出予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございます。

地方債の追加は「第2表 地方債補正」によるということで、補正予算書の4ページをお開きください。

地方債の追加は1件でございます。起債の目的は白浜地区防災センター建設事業で、限度額2,180万円を追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます

企画財政課関係、19款1項1目1節繰越金1,800万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。20款4項4目20節雑入250万円の追加は、広岡西区の太鼓台修繕に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるもの、21款1項3目1節消防債2,180万円の追加は、白浜地区防災センター建設事業に係るものでございます。

地域防災課関係、20款4項4目20節雑入210万円の追加は、消防団育成事業及び地域防災組織育成助成事業に係る自治総合センターコミュニティ助成金でございます。

福祉事務所関係、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金123万円の増額及び15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金61万5,000円の増額は、母子生活支援施設等措置費に係るものでございます。

市民保健課関係、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金1,012万1,000円の増額及び15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金264万9,000円の増額は、国民健康保険事業に係るものでございます。

環境対策課関係、15款2項3目2節県費・環境対策費補助金27万円の追加は、海岸漂着物等対策事業に係るものでございます。

産業振興課関係、15款2項5目2節県費・商工費補助金169万円の追加は、消費者行政活性化基金事業に係るもの、20款4項4目20節雑入100万円の追加は、地域活性化センター地域イベント助成金でございます。

観光交流課関係、20款4項4目20節雑入350万円の追加は、自然体験活動推進協議会負担金受入金でございます。

建設課関係、15款2項6目1節県費・住宅費補助金49万5,000円の増額は、急傾斜地対策事業に係るものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

学校教育課関係、15款2項7目1節県費・教育費補助金14万4,000円の追加は、学校茶文化推進事業に係るもの、15款3項5目1節県費・教育費委託金20万3,000円の増額は、通学路安全推進事業に係るものでございます。

次に、歳出でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業366万1,000円の増額は、自治総合センターコミュニティ助成金補助金250万円の追加は、広岡西区太鼓台修繕に係る補助金、地区集会所建築補助金92万8,000円の追加は、弥七喜区七軒町公会堂修繕に要するもの、地域生活

環境整備事業補助金23万3,000円の増額は、下田市地域生活環境整備事業費補助金交付要綱に基づく、自ら生活環境のための事業を推進する団体に対し補助金を交付するもので、当初予算措置の50万円に対しまして、要望額73万3,000円との差額を増額するものでございます。2款9項1目0921行政情報化推進事業のふじのくに自治体情報ネットワーク通信料（長期継続）164万円は、回線使用料からの組み替えでございます。12款1項1目予備費85万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業17万5,000円の増額は、建設基本構想・基本計画審議会4回分の費用でございます。

税務課関係、2款2項2目0472市税徴収事務6万円の増額は、コンビニ収納代行業務委託（長期継続）の費用でございます。

地域防災課関係、2款8項1目0861地域防災組織育成事業160万円の追加は、コミュニティ助成事業助成金、8款1項2目5810消防団活動推進事業72万3,000円の増額は、アナログ受令機撤去委託、消防用備品の購入費用、8款1項3目5865白浜地区防災センター建設事業2,180万円の追加は、白浜地区防災センター建設工事実施設計業務委託、既存施設解体工事の費用でございます。

福祉事務所関係、3款3項7目1700母子家庭等援護事業246万円の増額は、母子生活支援施設等措置費でございます。

市民保健課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金26万円の増額は、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもので、海外療養費不正請求対策に伴う国保連への業務委託分、3款7項1目1902保険基盤安定繰出金1,702万8,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもので、保険税軽減分及び保険者支援分、3款8項1目1950介護保険会計繰出金55万2,000円の増額は、介護保険特別会計の総務事務費等分として繰り出すもの、4款1項4目2061第2次救急医療事業7万2,000円の増額は、第2次救急医療施設運営費補助金でございます。

産業振興課関係、5款1項5目3200農用施設維持管理事業86万4,000円の増額は、市道認定に向けて農道御台場線用地測量業務委託、同じく6目3250基幹集落センター管理運営事業59万4,000円の追加は修繕料でございます。5款2項1目3350林業振興事業20万円の追加は、花木の里プロジェクト研究会負担金、5款4項1目3700水産振興事業4万7,000円の増額は、静岡県漁港漁場協会負担金。

8ページ、9ページをお開きください。

6款1項2目4050商工業振興事業100万円の追加は、第14回全国地紅茶サミットin下田実行委員会補助金、同じく3目4100消費者行政事業160万円の追加は、消費者行政強化促進事業の経費でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務119万5,000円の追加は、旧下田ドック跡地駐車場の借地料及び庁用備品、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業100万5,000円の追加は、総合パンフレット繁体字版作成委託、同じく4252広域観光推進事業30万円の増額は、伊豆半島ジオパーク推進協議会負担金、同じく4253世界一の海づくり事業365万円の追加は、自然体験活動推進協議会負担金、ジュニアライフセービング競技会補助金、6款2項3目4350観光施設管理総務事務200万円の増額は、施設修繕料でございます。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業159万2,000円の増額は、維持管理用軽ダンプの購入等の経費、同じく3目4605県単道路整備事業負担事務8万円の増額は、静岡県道路利用者会議負担金、7款5項1目5161景観推進事業68万円の増額は、景観まちづくり助成金、7款7項3目5630急傾斜地対策事業110万円の増額は、組み替えによる西本郷一丁目及び立野安城山急傾斜地崩壊対策事業に係る測量業務委託料でございます。

学校教育課関係、9款2項2目6093通学路安全推進事業20万3,000円の増額は、講師謝礼等、同じく6094学校茶文化推進事業14万4,000円の追加は、学校茶文化推進事業の事務経費、9款3項2目6190中学校教育振興事業82万円の追加は、パソコン教室用ソフト利用料でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例等の一部改正に伴う課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する税の軽減措置の拡大等によるものでございます。

補正予算書の59ページをお開きください。

平成27年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,958万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の60ページから61ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目3節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの増減の額は、国民健康保険税条例等の一部改正を前提に保険税を算出した結果に基づくものでございます。

3款2項1目2節国庫・特別調整交付金322万円の増額は、生活習慣病の1次予防に係る保健指導事業に対する特別調整交付金、5款1項1目1節前期高齢者交付金582万5,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるもの、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金1,702万8,000円の増額は、保険税軽減分合計で321万4,000円の減額、保険者支援分合計で2,024万2,000円の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。同じく2節事務費等繰入金26万円の追加は、海外療養費不正請求対策業務委託分を一般会計からの繰り入れで対応するものでございます。

補正予算の概要12ページ、13ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目8300国民健康保険総務事務26万円の増額は、海外療養費不正請求対策業務委託分、3款1項1目8430後期高齢者支援金101万8,000円の増額、同じく2目8435後期高齢者事務費拠出金6,000円の減額、4款1項1目8445前期高齢者事務費拠出金1,000円の減額及び4款1項2目8440前期高齢者納付金7万円の増額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による納付金額の決定によるものでございます。

8款1項1目8485健康管理普及事業322万円の追加は、生活習慣病の1次予防を重点とした保健指導事業業務委託、12款1項1目予備費102万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、地域支援事業対象から除外となった事業の組み替え、主任ケアマネジャー

資格取得費用などによるものでございます。

補正予算書の85ページをお開き下さい。

平成27年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,804万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の86ページから87ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要14ページ、15ページをお開き下さい。

歳入でございます。

3款2項2目1節国庫地域支援事業交付金介護予防事業現年度分から8款1項4目2節事務費等繰入金までの増減は、地域支援事業対象から除外となった事業を総務費に振りかえるもの、主任ケアマネジャー資格取得費用と地域包括支援センターにパソコン等を新規にリースするための費用を受け入れるための増減額でございます。

歳出でございます。

1款1項1目9200介護保険総務事務15万1,000円の増額は、地域支援事業対象だった印刷製本費を任意事業費から振りかえるもの、同じく9203高齢化対策事業36万7,000円の追加と4款1項2目9329一次予防事業費36万7,000円の減額は、地域支援事業対象だった生活管理指導短期保護事業を振りかえるもの、4款2項1目9347介護予防ケアマネジメント事業費37万2,000円の増額は、地域包括支援センターにパソコン等を新規にリースするための経費、同じく4目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業費18万5,000円の増額は、主任ケアマネジャー資格取得のための経費、同じく5目任意事業費15万1,000円の減額は、地域支援事業対象だった印刷製本費を介護保険総務事務費に振りかえるもの、8款1項1目介護保険予備費8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）から議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただ

きます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第45号から議第47号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第45号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。
10番。

○10番（土屋 忍君） もうちょっと詳しくというか、ちょっと聞き忘れたのもあったかもしれないですけども、4点ほど確認でお願いしたいんですけども、補正予算書の13ページなんですけれども、地域振興事業の中で、自治総合センターコミュニティというのは広岡西の太鼓台というのは聞いたんですけども、その下の地区集会所建築補助金というのはどこの部分なのかというのをちょっと。聞き忘れたのかもしれないんですけども。

それと、2点目です。次のページ、15ページのコンビニ収納代行業務委託6万円というのんですけども、これはどの程度やるのか。6万円というのは随分少ないのかなということで、1カ所ぐらいでちょっと試験的にやるのかどうなのかという、それと内容的なものがどの程度なのか。先ほどもちょっと話ちらっとありましたけれども、わかっている範囲で説明をお願いしたいと思います。

それから、45ページの急傾斜地対策事業で、先ほど入れかえが何とかというような話があったと思うんですけども、場所的に西本郷一丁目とどこかというふうに言ったんですけども、減額の140万、増額の250万の件ですけども、これは場所を変えてやるのか、当初の三角はなくなったのか。その辺ちょっと説明をもう少しお願いしたいなということ。

それから、次の47ページ、消防団活動推進事業でアナログ受令機撤去委託というのがあった、金額は大したことないんですけども、その辺をちょっと説明をいただければというふうに思います。

その4点だけ、すみません、お願いします。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 補正予算書の13ページの地域振興事業、地区集会所建築補助金の92万8,000円につきましては、内容的には弥七喜区七軒町公会堂修繕のための経費で、内容としましては、外壁、サッシ、内装等の修繕になっておりまして、修繕費用が全体で232万2,000円、これにつきましては40%の補助金ということで92万8,000円を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 税務課長。

○税務課長（井上 均君） 0472事業、市税徴収事務のコンビニ収納代行業務委託（長期継続）の6万円でございますが、平成28年4月からの導入を予定しておりますコンビニ収納システムの運用の準備にかかる費用でして、具体的には納付書の様式の確認、受信環境の設定及び通信関係のテスト、それからバーコードの読み取り、それからコンビニ各社との調整など初期費用として6万円を予定しております。

それで、28年度以降は軽自動車税、固定資産税、市県民税の普通徴収、国民健康保険税などの4税目を対象に、1件当たりのコンビニ取扱委託費、大体50円か60円ぐらいというふうに聞いておりますけれども、こちらの予算は28年度の当初予算のほうに計上させていただきます。あわせて入札等を7月に予定しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 説明書の45ページ、急傾斜地対策事業でございます。

当初、西本郷一丁目南No. 3急傾斜地崩壊対策事業測量業務委託ということで持っておったんですけれども、これにもう1つ、立野安城山というところの場所を指定のための測量委託を組みたいための補正でございますが、2つ250万の中に入っていて、西本郷のほうを組み替えて急傾斜地崩壊対策事業測量業務委託というところの中に入れて、先ほどの立野安城山と一緒に委託するという補正でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） アナログ受令機撤去委託ということですが、こちらのほうは、下田市消防団所属の車両にそれぞれ受令機がついておるんですけれども、昨年度アナログ受令機からデジタル受令機への変更を行いました。ただし、しばらくアナログとデジタルを併用するというので移行期間を持っていたものですから、今回移行が済んだということでアナログ受令機を各消防団の車両から撤去する委託費用となっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） はい。

○10番（土屋 忍君） 大体わかりました。

1点だけ、コンビニの件なんですけれども、4項目を来年からやっていくということなんですけれども、これは、コンビニって結構いろんなところが、種類があると思うんですけれども、

市民の皆さんはどこのコンビニでもできるようにするのかどうなのか。それとも、ある程度特定のところでやるのか。その辺だけちょっと予定がわかっていたら教えてもらいたい。

○議長（森 温繁君） 税務課長。

○税務課長（井上 均君） こちらの委託はコンビニと直接結ぶのではなくて、コンビニの使用料を代行する業者と契約を結びます。ですので、契約としては1本なんですけれども、コンビニの店舗としましては全国5万1,000軒あるようなんですけれども、こちらが全て使えるようになります。特定の業者の数ですと、コンビニの一覧としましては全部で14社を予定しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（竹内清二君） 1点だけ教えてください。

消費者行政事業の中で、先ほど説明の中で消費者行政……ごめんなさい、4100事業ですね。予算書を見ますと、消費者行政事業ということで160万、消耗品費ということで、消耗品の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 4100番、消費者行政事業の消耗品費でございますけれども、消費者グッズといたしまして啓発のためにカレンダーを今年つくりたいと。それで各戸配布させていただきます。それとあと、毎年やっていますけれども、マックスバリュのほうで啓蒙活動をやっております、ティッシュ等、啓発グッズを合わせて160万をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

4番。

○4番（滝内久生君） コンビニ収納の関連で、下田市の歳入としては、税と、それから料があります。コンビニ収納の利便性、市民に対する利便性を図るということでは大変よいことだと思いますが、税はコンビニ可能、料はできませんよということだと思いますが、この辺、市民に戸惑いが出てくるのではないかという心配があります。料について今後どういうふうにやっていくのか、ワーキング会議の担当といたしますか、まとめは副市長かと思っておりますけれども、この料と税の同一歩調がとれなかった理由、それから今後の展開、それをお伺いした

いと思います。

もう1点、農道御台場線の関係です。従前は、農道については地元との協議を経て、従来どおり農道としていきますよということですずっと対応してきたと思います。今回、地元の同意がとれたのかどうか。それともう1点、西部農道については従前と考え方は変わらないのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） コンビニ収納の関連でのご質問でございますけれども、先ほど税務課長のほうから説明がございましたとおり、次年度で始めさせていただきたいということにつきまして、4税目をまず対象として始めさせていただきます。例えば保育料とか幼稚園の授業料とか、そういったところについての取り扱いについては、現在その効果がどのようなものかということを検証いたしまして、例えば子ども・子育て支援法の施行がされておまして、今後、例えば認定こども園については幼稚園の授業料と保育料とが一体化するような形のものになってくるということもございまして、今後ワーキング会議の中でその辺の取り扱いについて検討していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 3200番の農道御台場線の関係でございますけれども、地元より3.11絡みで高台にという流れの中、須崎区としましても、ご存じのとおり湾の中に住宅が並んでおまして、高台にうちを建てたときに、高台にというニーズが多いよということで要望がございまして、地元の役員さんと協議しました。その結果をもって農業委員会のほうにも、こういう意見ですよということでお諮りしたんですけれども、農業委員会のほうは意見が出なかったということで、ニーズに応えるために市道認定を進めたいということでございます。

西部農道につきましては、地元より御台場線ということで来たもので、西部農道については検討しておりません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番。

○13番（沢登英信君） 18ページのふじのくに自治体情報ネットワーク通信料（長期継続）から回線使用料を減額してこれに充てているというような数字になっておりますが、この説

明をいただきたい。

それから、19ページの新庁舎の建設推進事業の基本計画の審議会の委員を今後進めていくという予算であろうと思いますが、いつまで何回ぐらい予定をしているのかご説明をいただきたいと思います。

それから、32ページの、金額的には林業振興事業費の花木の里プロジェクト研究会の負担金ということですが、この花木の里のプロジェクトの内容というんでしょうか、20万の負担金をしてどのような成果を望んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、38ページのパンフレットの繁体字というんでしょうか、外国語の翻訳をしていくというパンフレットであろうと思いますが、一応何部ぐらいつくって、どのような使用と効果を予定をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、行政情報化推進事業の中のふじのくに自治体情報ネットワーク通信料（長期継続）164万円の組み替えでございます。

これにつきましては、行政間のネットワークを、情報のネットワークという中で従来ですと回線使用料のみで14節で対応していたものでございます。それが今まではNTTメガネットということで、速度が0.1、最大で1メガの保障でございました。これが、通信量の増大ということが予想されるという中で、ふじのくに自治体情報ネットワークということで、新たに100メガを保障した通信ネットワークに変更していくという中で、途中経路でルーターという機械が必要になってきたということでございます。ですので、回線とその変換装置でございますけれども、このルーターと両方の使用ということで、今後は役務費という形に組み替えた中で長期継続契約の中での契約を行っていくという予算の組み替えでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 新庁舎の基本構想・基本計画審議会の開催回数ですけれども、4回を予定しております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 花木の里の質問でございますけれども、花木の里につきましては、伊豆縦貫自動車道の整備の推進にあわせまして、並行する国道414号の沿線地域を中心に花木の里づくりを推進していこうということでプロジェクトが立ち上がっております。

これにつきましては、下田市、河津町、国交省沼津工事事務所を含めまして、国道の沿線沿いに花木をどういのを植えていこうかということで検討する予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 予算書39ページでございます。観光振興費の観光まちづくり推進事業総合パンフレット繁体字版作成委託でございます。

これ昨年の2月の臨時議会におきまして、地方創生先行型のメニューを活用いたしまして英語版のパンフレットを3万部作成させていただいたところでございます。やはり多くの国に対応するというので、代表して英語版を作成させていただいたところではございますが、先月、台湾のトップセールスのほうにも参りまして、こちらの英語版と日本語版を持っていたわけですが、やはりあちらのほうに行きますと、どうしても台湾の字でございます繁体字版があったほうがベストだというようなことになりまして、市長のほうからの一般質問の答弁にもございましたとおり、台湾等をターゲットにインバウンドを進めていくということもございまして、今回こちらも1万部ほど作成をさせていただく予定であります。

これにつきましては、独自に私どもが訪問させていただきました高雄市さん、そちらのほうに、高雄市役所ですとか議会事務局ですとか民間の会社のほうにも送付をさせていただくとともに、こちらにお見えになったお客様用に、宿泊施設、観光施設のほうにも配置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） わかりました。

もう1点だけ。39ページの観光まちづくり総務事業費の中で借地料が100万円されていませけれども、この点と、それからお茶の関係でしょうかね、100万円出ていようかと思ひませけれども、これらは具体的にどのような形のものかお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 4200観光まちづくり総務事務の借地料100万円でございます。こちらにつきましては、下田ドック跡地をイベントの駐車場等に使用するための経費でございます。

下田ドックの跡地でございますけれども、ご承知のように本年3月に所有者が変更となりました。以前、ヴィンテージカーズさんという会社だったんですが、今度、東京都大田区に

ございます安田造船所さんという会社に所有者が変更となりまして、昨年度までは下田市が使用いたしますイベント等についてはヴィンテージカーズさんから無償で借用をさせていただいておりました。今度の所有者の安田造船さんというのは、クルーザーでありますとかプレジャーボートですとか、そういったものを輸入販売ですとか、高級家具、それから外車の輸入販売、そういったものを手がけている会社ということでございまして、所有権移転の際に、こちららも使用のご依頼をさせていただいたところでございます。所有者側にいたしましても、あそこの土地を使用して利益追求しようというような気持ちは全然ないんですが、やはり株主さんというものがございまして、下田市に無償で使用させる理由がなかなか難しいというようなことで、お互いに、こちらからも何らかの使用料を支払わせていただくということを前提に交渉をさせていただいたものでございます。

使用料の100万円につきましては、先方からもなかなか妥当な金額というのが難しいということで、下田市側から提示していただけないかというようなお話がございまして、私どもも借りる側ですのでなかなか難しかったんですけども、実は市のほうが普通財産の土地を貸し付ける場合に下田市の普通財産土地の貸し付けに関する要項がございまして、そちらの要項にいけますと固定資産税評価額の2%ということで貸し付けを行っているということでございまして、これを適用させていただきまして、昨年度来は大体年間20日程度使用させていただいておりますけれども、やはり緊急の場合ですとか予備日、例えばちょっと急遽ヘリコプターを飛ばしてみたりとか、この間もありましたように、静岡空港と下田を結ぶヘリ、そういったときの離発着所というようなことで使用することも考えまして、年間27日程度というようなことで、1日当たり約3万7,000円というような計算をさせていただきまして、約100万円ということをご提示させていただきまして、先方側から承諾をいただいたということで、今回補正計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうから紅茶サミットのことでございますけれども、第14回紅茶サミットを下田で行うということで、これは下田紅茶の会の主催でございます。一般財団法人の地域活性化センターというところから助成をいただいて、下田開国紅茶を全国に発信することにより、関連商品の開発を促し、生産者、加工販売店連携コミュニティの拡大拡充を図る目的としまして下田で開催する、その事業費を助成するものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） わかりました。

観光まちづくりの総務事務のほうの借地料につきましては、下田公園の隣接地の駐車場でしょうか。どのぐらいの広さのものになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、紅茶のほうは、補助金をもらって開国紅茶を大きく広げていこうということで、頑張っていたきたいと思うわけですが、これも単年度で成功できるようなものでは恐らくないと思うんです。継続していくという姿勢が必要かと思いますが、これらのことは検討されているのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 下田公園に隣接するといいますと鶴島側のことだと思うんですが、そちらについてはもう既に市有地ということでございまして、今回お願いしていますのはドックの跡地、あちらは面積的には3万4,243平方メートルでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 紅茶サミットのこれからの継続ということでございますが、紅茶サミット、これ14回目になります。この補助金というのは、地域活性化センター、イベントに対する補助金でございまして、1年限りでございますもので次から活用できないということで、これ下田で開催は第3回目を開催しておりまして、そのときは補助金は使っていなかったもので、今回その補助金を活用しまして紅茶サミットをやるということで、これからもそういう補助金があれば活用できますけれども、この補助金に対しては1回限りということになっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 43ページの景観まちづくり助成金68万円の内容をちょっと教えてほしいというのと、それから、監査報告書3ページに、所見として、須崎財産区、柿崎財産区の会計管理形態について、特別会計に移行すべく作業が大きく進展しつつあり、その透明性が図られることが期待される。今後は、現行法にのっとり、現状に見合った形態へと確実に移行できるよう適正な手続を進められたいと書いてあるんですが、この会計管理形態がどんなふうになっていくのかももう少し説明をお願いします。

2番目には、保育士や技師の不足、または一部の部署への負担偏向といった現状は憂慮すべきであるというような指摘を受けているんですけれども、それに対してどのような回答を持たれているのか、あるいは姿勢を持たれているのか。

3番目には、市庁舎管理事業の市庁舎キュービクル式受変電設備更新工事は、以前より点検結果で指摘を受けていたが、その対応をとらなかったことでという指摘を受けているんですが、その点に対してどのようなご回答をお持ちなのか。

それから、同じく監査報告の10ページに、所見で、監査基準日現在において過年度分ごみ持ち込み手数料が589万円収入未済となっていると。業者より提出された未納の可燃ごみ持ち込み手数料債務の承認及び納付確約書にのっとり、適切な業務指導のもと未収金を解消されたい。これ前から何度か議会でも取り上げられているんですが、現状どうなっておるのか、また今後の見通しについて質問します。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 43ページ、5161景観推進事業、景観まちづくり助成金の詳細をというお話だと思います。

当初、この景観まちづくり助成金自体は、事業者さん、登録まち遺産を修繕するための事業助成でございまして、2分の1対象に上限100万円という助成形態になっております。当初相談があったところが、登録まち遺産となっておる石原邸というところがあるんですけれども、その辺の瓦修繕をしたいということで100万円持っておったんですが、それに追加して、草画房さんのほうの屋根が、この間の風かな、台風というか、風雨により瓦が飛びそうだということで、早急にその辺の対応をしたいということで、プラスその事業費にかかるもので68万円、合計で168万円なもので、当初持っていた予算に対して今回68万円の補正をお願いしているものです。

以上です。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 監査報告書のほうの総務課のところの所見のところの3点でございまして、まず、1点目の須崎財産区と柿崎財産区の会計管理形態が、今、特別会計となっておりますので、そちらのほうへの移行ということが1点ございます。現実的には、今、両財産区ともそれぞれの議会方式ということでやっているんですが、根拠法令等を見ても、これまでの経過措置の中でやっているということがありますので、以前から監査のほうから、長く放置されているので何か解決するような形で努力してくださいというようなことは言わ

れておりました。

昨年度から須崎、柿崎の両財産区につきまして各議員さんたちと一応協議を進めております。一部、管理会方式への移行ということで話を進めたりとか、須崎財産区については三度ほど、夜、説明会に伺っていろいろお話をしたところですけども、今年度も引き続き両財産区のほうと今後の方向について今検討している最中です。若干結論は出そうになってきておりますけれども、まだ多々問題もありますので、今後その辺の協議がまとまれば、また議会のほうにはご相談とかいろいろさせていただきますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思っております。

その中で現行法にそぐわないのではないかとという部分も若干ございますので、その辺のところの改善も求められているというところがございます。

2点目の保育士や技師の不足というところで、保育士さんについては、今回、定員適正化計画のほうで退職補充していこうというような形をとらせていただいております。技師の不足ということで、こちらは、採用は技師も採用したいということで例年募集しているんですが、このところ技師のほうの採用がないということです。要するに、適する人が応募してくれないということがありまして、ちょっと技師不足というところがあるのではないかと、こちらは議会からの指摘です。

また、一部の部署への負担がちょっといっているのを憂慮すべきというところにつきましては、これは監査のほうも確認したんですけども、総務課に対するものということではなくて、人事を所管する総務課に一応この所見を書いたということでして、具体的な事例についてもお聞きしておりますので、その辺については今回の人事異動の際ですとか、また、ある程度指摘事項については対応したんですが、今後ともそのような状況がある場合には対応していきたいというふうに考えております。

あと、3番目の市庁舎のキュービクルの問題ですけども、こちらは点検をしているときに、キュービクルがもうかなり危ないですという指摘をかなり前から受けていた経過がございます。監査委員さんの指摘は、何のために検査をしているんですと。そういう点検をして危ないということがあって、もしも何かあったときには市が機能しなくなると、庁舎が。ということで、そういう点検をしていて、そういうリスクがあるのであれば早急に対応すべきだったのではないですかと。今回は、事情としては庁舎の問題で、当初は平成27年度というようなことで、なるべくそういった投資をしないような形で心がけてはきたんですが、そろそろ限界ということで、今回は予備費対応をさせてほしいということの監査の中で監査委員

からそういう指摘があったということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） それでは、私のほうからは監査報告書の環境対策課の所見分ということで、10ページの件ですけれども、ごみ持ち込み手数料の滞納につきましては、議員の皆様にもご迷惑やご心配をおかけしましたけれども、おかげさまをもちまして、6月9日に過年度分の25年度分、それから26年度の4月分合わせて、ちょっと細かい数字まで恐縮ですけれども、64万7,000円ぐらいの金額で全額納付をしていただきました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時23分休憩

午後 2時34分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（森 温繁君） ここでお諮りいたします。

当局から、休憩前の平成27年度一般会計補正予算（第1号）の説明において、説明内容に誤りがありましたので発言の訂正をしたい旨の申し出がありました。

この訂正の申し出を許可することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

当局からの発言の訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

発言の訂正について説明を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） 大変申しわけございませんでした。先ほどの伊藤議員からのお尋ねの、監査報告の10ページの環境対策課に対する所見のところでございますけれども、過年度のごみ持ち込み手数料の金額の訂正をさせていただきたいと思っております。

全額で64万7,000円ぐらいの金額が6月9日に市の指定口座に振り込まれました。それによって全額納入となりまして、現在、滞納は残っていないという状況でございます。

以上でございます。

〔「647万円」と呼ぶ者あり〕

○環境対策課長（佐藤晴美君） 647万円、その金額で口座に振り込まれましたので、現在、滞納はないという状況でございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（森 温繁君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） 次に、議第46号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 70ページの海外の療養費不正請求対策業務委託が26万ほど計上されておりますが、この実態がどういう実態になっていて、どういう取り組みをされるのか、内容の委託をどこにどうされるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 海外療養費の関係ですよね。これにつきましては、すみません、今年3月に国保連がこの調査業務を行うということで、国保連が対応する窓口になるということで、今回うちのほうも委託契約をする分として26万円を計上しております。

実態といたしましては、下田市においてこのような実例はございません。県下ではどのぐらいあったかということは聞いていないんですけれども、以前ある芸能人のお父さんがちょっとそういう部分でニュースで出たと思うんですけれども、やはり海外で受けますと、レセプト、その内容がかなり英語とかすごく複雑な部分がありまして、なかなか判明できない部分が出てくるんだろうと。それを国保連のほうで調査をいたしますよということで、その調査委託をする部分の26万円でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番。

○13番（沢登英信君） 実態は、こういう実態はないと。しかし、海外旅行が増えているのでこういうことも予想できるので、国保連のほうに、この制度をつくってくれたので入るんだと、こういう認識でよろしいかということの確認と、そうであっても、実態がないのなら別に入る必要はないのではないかと、こんな思いもするわけですがけれども、その論理といえますか、入るという結論を出した経過というのはどういう判断だったのでしょうか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 私の説明がちょっと悪かったかもしれませんが、下田市においてこのような実例はないと。それで、海外療養費の不正請求対策として、こういうレポートに疑わしい場合というのは、こういう形で国保連がこれから調査をしていくという中で、全国的には何件かあろうと思います。ただ、私とその件数的なものを把握していないということで、実際には何件かあったんじゃないかと、それは思っております。

それで、先ほど言いましたとおり、かなり請求内容を確認するのに時間的なことを要する、それで専門的なことが多いということで、その部分について、この業務に精通した国保連に業務委託をするというものでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） 内容的にはわかりました。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第47号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 介護を担う方々、特にケアマネジャー、主任ケアマネジャーを育成しようということで予算が、旅費等が出されているわけではありますが、その実態はどういうぐあいになっているのかお尋ねをしたいと。主任ケアがいつ頃きっちり配置がされるようになるのか含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 今回、9353で包括的・継続的ケアマネジメント事業としまし

て、普通旅費13万5,000円、そして各種会議出席者負担金5万円を計上させていただきました。

これにつきましては、市におりました主任ケアマネジャーが一身上の都合で26年度をもって退職されたと。そして、それは事前にわかっておりましたから、私のほうもそういう主任ケアマネジャーの採用をお願いしまして、人事当局のほうも募集をかけていただいたと。しかし申し込みが2回ほど行ったんですけれども来なかったと。ですけれども、地域包括支援センターのほうにはそういう主任ケアマネジャーを置くということになっております。その中で臨時職員として1人採用しましたけれども、実務的な件数等が足りないということで、今回、主任ケアマネジャーのそういう資格を取るための研修として、約11回ほど静岡県のほうに行って研修を受けてもらうと。そして主任ケアマネジャーの資格を取っていただくというようなもので、今回予算を計上したものでございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） この主任ケアマネジャーの資格をこの方が取っていただいて、取られたということになりますと正規の職員としてきっちり採用していくという方向で進められているのか。それから、先ほど2回ほど、採用試験でしょうか、したけれども応募がなかったと。それで、こういう方法しかないんだというようなお話だったかと思うわけですが、やはり介護保険の制度として必要な人員というのは、きっちりと確保していくという姿勢が必要ではないかと思うわけです。こういう事業とともに、またほかの面も含めて採用できるような特段の努力を当然すべきではないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 主任ケアマネジャーの資格を取るためには、そういう資格があってから一定の職場でたしか3年以上の勤務年数がなければだめだということがございます。そして、当面そういう主任ケアマネジャーを置くことができなくても、それに類似する、それに同等な形のそういうケアマネジャーを配置していれば当面はクリアできるということなんですけれども、今回の主任ケアマネジャーの研修に行ってもらう方は臨時職員でございます。年齢的に、ちょっとここで言うのもあれなんですけれども50代後半の方でございます。この研修を受けたから、それではその主任ケアマネジャーになるかということ、そういうことでもございません。

もう1つ、その主任ケアマネジャーについて2回ほど、年齢的なものも上げていただいた

り、人事のほうにも努力をしていただいた経過がございますが、なかなかそういう応募に結びつかなかったと。今回も、ちょっと私が言っているのかわかりませんが、今回の募集要項にも主任ケアマネジャーをたしか募集していただけるということがございますので、そういうことで、今回そういう主任ケアマネジャーの方がぜひ応募していただいて、地域包括支援センターの職員として、また、下田市の介護保険事業の取り組みに力になっていただけることを期待しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 市長にお願いをして終わりたいと思いますが、公的な介護の制度として必要な人材は、待遇もきっちり見直して、採用ができるような条件できっちり採用していただきたい。要望して終わりたいと思います。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、26日、29日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、27日、28日は休会とし、30日本会議は午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時46分散会